

包括外部監査の結果に係る措置通知について

- 1 措置通知があった包括外部監査
令和6年度 「病院事業及び医療提供に係る事業の財務事務の執行及び管理
について」
- 2 いわき市長から措置通知があった日
令和7年8月29日
- 3 措置通知の内容
別紙のとおり

※ 様式1「包括外部監査の結果に係る措置通知書」に記載されている「措置の種別（取扱い方針5(1)ア～ウ）」について

ア 監査結果に基づき、または結果を参考として改善策を講じたもの。

イ 指摘等を受けた事項について、遡及しての是正改善はできないものの、その後の事務執行に当たり、指摘等の趣旨に則り是正改善したもの。

ウ 遡及しての是正改善ができず、かつ、同種の事務執行が発生していない事項であって、担当部局としての改善方策が決定したもの。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 経営企画課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(64 頁) 第 2. 経営全般 1. 経営計画 (中期経営計画とアクションプランの整合性について) 中期経営計画 (2024～2027) と令和 6 年度の部門別アクションプランとの対応関係を確認したところ、中期経営計画で施策及び評価指標としている事項のうち部門別アクションプランに記載が行われていないものがある。 中期経営計画の着実な推進を図るため、中期経営計画で定めた施策及び評価指標について網羅的に部門別アクションプランへの落とし込みができるよう、部門別アクションプランを所管する経営企画課においては、中期経営計画の各施策及び評価指標の責任部門を決定し、責任部門に対してアクションプランの策定を指示することが望まれる。		〔当該事項が発生した原因〕 中期経営計画の評価指標としている事項について、必ずしもアクションプランに記載しなければならないものと定義していなかったことによるものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 令和 7 年 4 月に経営企画課から各部門へ令和 7 年度アクションプランの作成を依頼した際、中期経営計画の各評価指標の責任部門を明示しました。 加えて、原則として、中期経営計画に定める評価指標の目標達成に向け、各該当項目についてアクションプランを作成するよう指示しました。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 経営企画課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(65 頁) 第 2. 経営全般 1. 経営計画 (中期経営計画の評価結果の次年度以降のアクションプランへの反映について) 令和 5 年度の評価コメントにおいて課題や取り組むべき事項として記載された事項のうち、令和 6 年度アクションプランに記載がない事項がある。 中期経営計画の着実な推進を図るため、前年度の評価の結果、識別された課題や取り組むべき事項について、次年度以降で着実に対応できるよう、次年度以降のアクションプランに盛り込むことが望まれる。		[当該事項が発生した原因] 前年度の評価について、経営会議への提出や当センターホームページへの掲載等で院内に周知を図っているものの、各部署がアクションプラン作成時に評価を十分に認識できなかったことによるものです。 また、各部署が提出したアクションプランについて、経営企画課が評価との整合性を確認していないことも当該事象が発生した一因です。 [措置した内容及び再発防止策] 令和 7 年度アクションプランから、各部署が提出後、経営企画課で前年度の評価とプランの内容を整合するプロセスを新たに追加します。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 経営企画課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(65 頁) 第 2. 経営全般 1. 経営計画 (アクションプランの記載内容及び記載方法について) 部門別アクションプランには、取組項目毎に、現状及び課題、課題解決に向けた取組等、取組に係る管理指標、毎月の実施計画や目標値が記載されているが、適切な進捗管理のために記載内容の改善が望まれる。 取組項目に係る毎月の実施計画の記載について、毎月の目標値の記載に止まっているものがあり、取組のための行動をいつまでに何を行うかを毎月の実施計画の中で定めるべきである。	〔当該事項が発生した原因〕 各部署への作成依頼時において、課題解決に向けた取り組み達成のための「各月の目標設定」について、記載方法が統一されていなかったことによるものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 令和 7 年 4 月に各部署へ依頼した令和 7 年度アクションプランの作成依頼文において、毎月の実施計画や管理指標が年間の取組事項の内容に沿って記載するように指示しました。 また、各部署から提出されたプランについては、取組事項と毎月の実施計画、管理指標の整合性を経営企画課が厳正に確認するプロセスを新たに追加し、必要に応じて修正および再検討を依頼してまいります。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 経営企画課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(69 頁) 第 2. 経営全般 2. 一般会計負担 (繰出金算定における消費税の取扱いについて) 収益的収支に係る繰出金の算定においては、消費税抜きの金額を基礎として算定されている。そのため、繰出対象となっている項目に係る実際の資金の収支としては消費税分を病院事業で負担する結果となっている。 一般会計からの繰出しの趣旨を鑑みると、繰出し対象となる項目については、消費税を考慮した資金の収支ベースで捉えることが適当であると考えられ、繰出金算定における消費税の取扱いについて再度ご検討頂きたい。		〔当該事項が発生した原因〕 繰出金の算定は、決算ベース (税抜) で算定することが適切だと考えていたため、消費税を含めていなかったものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 今後は、繰出項目に消費税を加えて対象金額を算定することとします。 なお、算定基礎となる資料に消費税の項目を加え、消費税が繰出金の算定から漏れることがないように対策してまいります。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 経営企画課

監査の実施年度 (令和6年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(70 頁) 第2. 経営全般 2. 一般会計負担 (収支差に基づく繰出金の算定における基礎年金拠出金公的負担経費の調整について) 収支差の算定に際して、基礎年金拠出額に係る一般会計負担金繰出額を給与費から控除すべきであるが、特段の調整が行われておらず、基礎年金拠出金に相当する額が二重に一般会計から繰り出されている結果となっている。 収支差に基づき一般会計繰出額を算定する場合における基礎年金拠出金に係る繰出額の取扱いについて再度ご検討頂きたい。		〔当該事項が発生した原因〕 収支差の算定時に、給与費に含まれる基礎年金拠出金額の取扱いについて認識が不足していたことから、繰出額に二重計上となっていたものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 今後は、給与費から基礎年金拠出金額を控除して繰出額を算定することとします。 なお、繰出金事務マニュアルに当該事案への対応を加え、再発防止策を講じました。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 経営企画課

監査の実施年度 (令和6年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(70 頁) 第2. 経営全般 2. 一般会計負担 (研究研修費に含まれる応援医師に対する人件費の取扱いについて) 研究委託費に含まれる応援医師報酬について、応援医師に技術指導等を委託しているとのことであるが、委託契約書の委託内容は診療業務のみであり、また、技術指導等を行った記録も行われていない。 応援医師の実際の業務実態を調査・確認した上で、契約書に定める委託内容の見直しが必要な場合は実態に合わせて見直しを行うとともに、応援医師の業務実績について報告を求めるか、当センター側で適切に記録する必要がある。 また、技術指導のみでなく、診療業務も行っている場合には、診療業務に従事した部分と技術指導業務に従事した部分を合理的に区分し、前者は経費(委託料)等に計上し、後者についてのみ研究委託費として一般会計繰出しの対象とすべきである。		[当該事項が発生した原因] 診療実績や経験が豊富な医師を大学病院等から招聘して、診療行為を含む医療全般に係る技術指導を行ってもらうことは、当センター所属の医師や看護師等のスタッフの技術向上に寄与するものと考えていたため、研究研修費として支出していたところです。 また、研究研修費については、その1/2を一般会計から繰出する総務省の繰出基準に基づき繰出を受けていたものです。 [措置した内容及び再発防止策] 診療業務と技術指導分の合理的な区分が現実的に困難な状況にあるため、全ての応援医師に対して交付する非常勤医師労働条件通知書に、令和7年度から、依頼する業務内容を明記することとしました。 また、令和8年度当初予算作成においては、応援医師の報酬について、その全てを研究研修費から人件費へ見直すこととし、技術指導についてのみを研究研修費として一般会計繰出金の対象とします。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 経営企画課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(73 頁) 第 3. 契約管理 2. 監査対象契約一覧 (重要契約の要旨の記載契約について) いわき市病院事業会計決算書の決算附属書類に記載する「重要契約の要旨 (当年度契約金額 500 万円以上)」に、単価契約については記載されていない。 記載基準については、地方公営企業法施行規則等には特段の定めはなく、各公営企業が独自に決めるものと考えられるが、単価契約についても重要契約の要旨に予算額で記載し、将来の支出負担の程度を示すことは、住民にとっても有用な情報と考えられ、今後検討することが望まれる。		〔当該事項が発生した原因〕 単価契約については、記載する契約額の基準に当てはまらないと判断し、未記載となっていたものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 令和 6 年度決算書から、決算額 (複数年契約の場合は決算見込額) が 500 万円を超える単価契約も記載するようにしました。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 医事課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(75 頁) 第 3. 契約管理 3. 個別契約に係る監査結果 No. 1 いわき市医療センター受付案内業務委託 (仕様書における「業務報告等」の記載について) 本業務の仕様書には、「役務的業務委託に関する契約事務の指針○仕様書・設計書の作成」において、仕様書の記載事項 (例) としてあげられている、業務報告書の提出等を定めた「業務報告等」の項目の記載はない。 今後の契約に当たっては、施設管理課の仕様書を参考に、「業務報告等」の項目を記載し、それに基づき業務報告書の提出が行われるようにすることが望まれる。		〔当該事項が発生した原因〕 事業者と同一の空間で業務を行っており、業務報告は不要と判断していたことから、業務報告書は求めておらず、業務報告書の提出等も定めてなかったものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 今後の契約に当たっては、仕様書に「業務報告等」の項目を記載し、それに基づき業務報告書の提出が行われるよう見直しました。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 医事課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(76 頁) 第 3. 契約管理 3. 個別契約に係る監査結果 No. 2 いわき市医療センター医事業務委託 (仕様書における「業務報告等」の記載について) 本業務の仕様書には、「役務的業務委託に関する契約事務の指針○仕様書・設計書の作成」において、仕様書の記載事項 (例) としてあげられている、業務報告書の提出等を定めた「業務報告等」の項目の記載はない。 今後の契約に当たっては、施設管理課の仕様書を参考に、「業務報告等」の項目を記載し、それに基づき業務報告書の提出が行われるようにすることが望まれる。		〔当該事項が発生した原因〕 事業者と同一の空間で業務を行っており、業務報告は不要と判断していたことから、業務報告書は求めておらず、業務報告書の提出等も定めていなかったものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 今後の契約に当たっては、仕様書に「業務報告等」の項目を記載し、それに基づき業務報告書の提出が行われるよう見直しました。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 医事課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(76 頁) 第 3. 契約管理 3. 個別契約に係る監査結果 No. 2 いわき市医療センター医事業務委託 (業務の履行状況の確認について) 休日及び夜間の業務報告書はあるが、事業者と日々一緒に業務を行っているため、平日及び月次の業務報告書はなく、文書による日々の業務履行状況の確認はなされず、月次の業務完了報告を確認したのみで支払が行われている。 今後は、事業者に日々の人数配置や特記事項等を記した業務報告書の提出を求め、それに基づき履行状況を確認する体制とすることが望まれる。	〔当該事項が発生した原因〕 事業者と同一の空間で業務を行っており、職員がいる時間帯の業務報告は不要と判断していたことから、文書による業務報告書の提出は求めていなかったものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 令和 7 年度から、事業者に特記事項等を記した業務報告書の提出を求め、それに基づき履行状況を確認する体制としました。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 医事課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(77 頁) 第 3. 契約管理 3. 個別契約に係る監査結果 No. 2 いわき市医療センター医事業務委託 (随意契約の理由書等のフォームについて) 随意契約の理由書及び随意契約確認表が、地方公営企業法施行令のフォームが用いられず、地方自治法施行令のフォームが用いられている。 今後、契約が随意契約となる場合、地方公営企業法施行令のフォームを用いることが必要である。	〔当該事項が発生した原因〕 随意契約の理由書及び随意契約確認票については、「随意契約に関する事務執行の指針」(契約課作成) に基づき、作成しておりましたが、根拠法令の確認が漏れていたことによるものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 当該契約を含め、随意契約としている契約に係る「随意契約の理由書及び随意契約確認票」の確認を行い、地方自治法施行令のフォームを使用していたものについては、全て地方公営企業法施行令のフォームに修正しました。 今後は誤ったフォームを使用しないよう確認を徹底することとします。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 医事課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(77 頁) 第 3. 契約管理 3. 個別契約に係る監査結果 No.2 いわき市医療センター医事業務委託 (契約締結までのスケジュールについて) 業務引継ぎ期間如何で、入札参加意欲のある事業者もいることから、事業者にとどの程度の期間であったら可能であるか聴き取りをし、再度、それに見合った調整・手続期間の設定が可能か検討することが望まれる。また、設計時の見積も数者から徴求することで、実勢価格水準も把握でき設計額の積算に役立てることができると考えられ、次回の契約に当たって検討することが望まれる。		〔当該事項が発生した原因〕 業務引継ぎ期間については、12 月下旬に債務負担行為を設定することについて議決されることから、契約にかかるスケジュールを考慮すると業務引継ぎ期間を 1 か月以上設けることは困難なため検討は行っていなかったものです。 また、設計時の見積については、現在業務を委託している事業者が、次回も業務を請け負うにあたり最も適切な見積を作成する可能性が高いと判断していたため、契約中の事業者 1 者のみに見積もりを依頼していたものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 期間を長くすることで、入札に応じる業者が増え、競争原理が働くことが期待できるため、次回の見積依頼時に、業務引継ぎ期間について調査することとします。 また、設計時の見積については、数者に依頼することとします。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 施設管理課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(80 頁) 第 3. 契約管理 3. 個別契約に係る監査結果 No.5 いわき市医療センター基準寝具等洗濯業務委託 (予定価格の検討とその文書化について) 令和 6 年度からの予定単価は、設計時に随意契約先から徴取した参考見積単価を参考としたものである。また、先方の見積時の単価も同額で、当該単価で契約がなされているが、前年度単価から値上りしている。 住民への説明責任を果たすためにも、随意契約で先方からの参考見積を予定価格として用いる場合には、より踏み込んだ検討が必要と考えられ、見積事業者からの積算根拠等の入手、別事業者や他病院への聴き取り等を含め、それらの情報を総合的に判断し、予定価格として参考見積を使用することが現況に照らした上で妥当であるか検討することが重要である。また、妥当と判断した根拠は文書として残すことも必要であり、今後検討することが望まれる。		〔当該事項が発生した原因〕 事前の受託可否調査で受託可能と回答があった業者が 1 者のみであったため、当該業者からの参考見積を用いて設計を行ったものであり、積算根拠等の詳細について検証が不十分であったものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 入札に先立つ可否調査により、複数の業者が応札可能であった場合は、それぞれから聴き取りを実施するものとし、応札可能な業者が 1 者の場合は、前回の金額から大きく変更された場合など、疑義が生じた場合は改めて確認をするなどの対応を講じました。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 施設管理課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(82 頁) 第 3. 契約管理 3. 個別契約に係る監査結果 No. 6 いわき市医療センター感染性医療廃棄物収集運搬処分業務委託 (電子マニフェストの関係簿冊への綴り込みについて) 業務完了報告書と電子マニフェストの打ち出しが一緒に綴り込まれているが、令和 5 年度において電子マニフェストの綴り込みがない月があった。 当該月であっても、業務完了報告書の数量にチェックマークがあるので照合されたことはわかるが、後日、第三者が検証することにも鑑み、月々綴り込むことが望まれる。		〔当該事項が発生した原因〕 照合作業時に、印刷出力した帳票で照合した後、決裁や支出に係る事務処理を経るなかで、確認不足により帳票が綴られなかったものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 令和 5 年度分における不備については綴り込みをしました。今後とも、印刷出力した帳票を用いて照合作業を行い、チェック体制の強化を図り、遺漏無いよう、綴り込みをすることとしました。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 施設管理課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(82 頁) 第 3. 契約管理 3. 個別契約に係る監査結果 No. 6 いわき市医療センター感染性医療廃棄物 収集運搬処分業務委託 (業務完了報告書の工期日付の誤記について) 令和 6 年度の業務完了報告書の工期日付が、 契約 令和 6 年 4 月 5 日、自 令和 6 年 4 月 8 日、至 令和 7 年 3 月 31 日となっていた。実 際は、契約日は 4 月 1 日であり、業務開始も 4 月 1 日から開始されているので、事業者が誤っ て記載してきたものであるが、当センターでも チェック漏れであり、修正が必要である。	〔当該事項が発生した原因〕 事務処理の中で十分な確認がなされなかつ たことによるものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 当該業務完了報告書について日付を修正し ました。 また、再発防止に向け、受注者はもとより発 注者においても、十分確認するよう周知しまし た。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 施設管理課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(82 頁) 第 3. 契約管理 3. 個別契約に係る監査結果 No.6 いわき市医療センター感染性医療廃棄物収集運搬処分業務委託 (予定価格の検討とその文書化について) 令和 6 年度からの予定単価は、設計時に随意契約先から徴取した参考見積単価を参考としたものである。また、先方の見積時の単価も同額で、この単価で契約がなされているが、前年単価から値上りしている。 住民への説明責任を果たすためにも、随意契約で先方からの参考見積を予定価格として用いる場合には、より踏み込んだ検討が必要であると考えられ、見積事業者からの積算根拠等の入手、別事業者や他病院への聴き取り等を含め、それらの情報を総合的に判断し、予定価格として参考見積を使用することが現況に照らした上で妥当であるか検討することが重要である。また、妥当と判断した根拠は文書として残すことも必要であり、今後検討することが望まれる。		〔当該事項が発生した原因〕 事前の受託可否調査で受託可能と回答があった業者が 1 者のみであったため、当該業者からの参考見積を用いて設計を行ったものであり、積算根拠等の詳細について検証が不十分であったものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 入札に先立つ可否調査により、複数の業者が応札可能であった場合は、それぞれから聴き取りを実施するものとし、応札可能な業者が 1 者の場合は、前回の金額から大きく変更された場合など、疑義が生じた場合は改めて確認をするなどの対応を講じました。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 総務課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(85 項) 第 3. 契約管理 3. 個別契約に係る監査結果 No. 8 いわき市医療センター電話交換業務委託 (支出負担行為起案書の決裁日記入漏れについて) 支出負担行為起案書を確認したところ、決裁日の記載が漏れていた。 いわき市病院事業文書等取扱規程では、押印決裁起案の場合にあっては、決裁後の起案文書に決裁者が決裁した年月日を記入することが規定されており、決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも、当該日付の記載を徹底する必要がある。	〔当該事項が発生した原因〕 担当職員の失念により、支出負担行為起案書に決裁日を記載していなかったものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 当該起案書に決裁日を記載しました。 今後は、課内会議などにおいて、決裁後の起案文書にはすぐに決裁日を記載することを定期的に伝達するとともに、管理職が起案書を担当者に戻すときに決裁日の記載を忘れないよう声かけをするなどにより記載漏れを防止してまいります。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 総務課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(85 項) 第 3. 契約管理 3. 個別契約に係る監査結果 No.8 いわき市医療センター電話交換業務委託 (業務月報における「その他特記事項」欄の記載について) 令和 5 年度の業務月報を確認したところ、苦情に関して、5 月分 2 件、8 月分 1 件については「その他特記事項」に苦情の内容の記載がなかった。 月次で総括的にどのような苦情があったのか一覧できる業務月報も重要な情報と考えられ、今後は、苦情に関して、内容の記載に脱漏がないよう総務課での確認も含めてご留意頂きたい。		〔当該事項が発生した原因〕 電話により苦情を受けた場合には、その内容について委託業者から業務日報の提出を受けており、その内容は業務月報の「その他特記事項」にも記載されますが、5 月分・8 月分においては、委託業者の担当職員の失念により、業務月報の苦情内容の記載が漏れていたものです。 また、当課においても苦情内容の記載について確認が不十分であったものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 当該業務月報に苦情内容を記載しました。 今後は、毎月、委託業者から提出された業務日報と業務月報を突合し、日報・月報の両方に苦情内容の記載の漏れがないか担当職員による確認を徹底してまいります。 なお、委託業者に対しても記載漏れ等がないよう改めて指導し、再発防止策を講じました。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 総務課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(87 項) 第 3. 契約管理 3. 個別契約に係る監査結果 No.9 いわき市医療センター給食業務委託 (検食材料費の負担について) 検食材料費に関して、当センターあるいは事業者のいずれの負担になるか仕様書等に記載はなく、現状では、支払対象となっていない。 検食といえども、材料費に関しては管理費用から切り離して、市負担とすべきとも考えられるが、今後、事業者と再確認の上、その負担関係について仕様書等に明確に記載し、その上で、材料費が市負担とされた場合には、完了報告書の食数に含め支払対象とすることが望まれる。		〔当該事項が発生した原因〕 検食材料費については、これまで当センターまたは委託業者のどちらが負担すべきかを協議することなく、委託料の請求の際に提出される月次の業務完了報告書により検食分は委託業者が負担する形となっていたものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 今後、検食材料費の負担については、委託業者と協議の上決定し、その内容を仕様書等にて明確にします。 なお、当センターが負担することとなった場合には、月次の業務完了報告書において、検食分を食数に含め、支払いの対象にします。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 総務課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(90 項) 第 3. 契約管理 3. 個別契約に係る監査結果 No.10 いわき市医療センター院内保育所運営業務委託 (支出負担行為起案書の決裁日記入漏れについて) 支出負担行為起案書を確認したところ、決裁日の記載が漏れていた。 いわき市病院事業文書等取扱規程では、押印決裁起案の場合にあっては、決裁後の起案文書に決裁者が決裁した年月日を記入することが規定されており、決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも、当該日付の記載を徹底する必要がある。		〔当該事項が発生した原因〕 担当職員の失念により、支出負担行為起案書に決裁日を記載していなかったものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 当該起案書に決裁日を記載しました。 今後は、課内会議などにおいて、決裁後の起案文書にはすぐに決裁日を記載することを定期的に伝達するとともに、管理職が起案書を担当者に戻すときに決裁日の記載を忘れないよう声かけをするなどにより記載漏れを防止してまいります。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 総務課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(90 項) 第 3. 契約管理 3. 個別契約に係る監査結果 No.10 いわき市医療センター院内保育所運營業務委託 (契約期間について) 現在の契約期間は 3 年となっているが、経営会議において、契約期間に関して、保育士の継続雇用の観点から議論されている。また、今後、園児数の増加が見込まれる中で業務の安定性も求められ、民間事業者による運営状況の把握も十分なされてきていることから、競争性の確保の観点も踏まえ、次回の契約に当たっては、例えば 5 年とすることも考えられる。当センターの院内保育の置かれた状況から何年が望ましいのか検討することが望まれる。		[当該事項が発生した原因] 当センター院内保育所運營業務委託の契約期間については、「役務的業務委託に関する契約事務の指針」に基づき、3 年としています。 なお、契約期間を 3 年と設定したことについては、当センター病院事業経営会議においても、院内保育所の事業運営の安定性、保育士の継続雇用の観点から議論されていたものです。 [措置した内容及び再発防止策] 院内保育所については、当センターに勤務する職員が早期の職場復帰等のため安心して子どもを預けられる場所であるとともに、子どもの健全な育成のために良質な保育サービスを提供することが重要です。 そのため、保育士の継続雇用は、委託する当センターはもとより、利用者たる児童、保護者の立場からも重要な課題であると考えています。 したがって、契約期間については、次回の契約に向けて、保育の継続性等の観点から検討してまいります。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 総務課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(90 項) 第 3. 契約管理 3. 個別契約に係る監査結果 No.10 いわき市医療センター院内保育所運營業務委託 (プロポーザル選考委員会について) プロポーザル選考委員会の構成メンバーは、計 8 名の市職員で構成されているが、民間の保育運営に係るサービス水準等を知る学識経験者等の意見の聴取もできれば、応募者が提案するサービス内容の比較検討に資するものと考えられ、次回にはその活用を検討することが望まれる。		〔当該事項が発生した原因〕 プロポーザル選定委員会の委員は、当センターに勤務する職員が利用する保育施設であることから、保育所の管理・運営責任者としての院長、保育所を利用する職員の所属長の代表としての看護部長はもとより、保護者の意向を踏まえた選考に資するための保護者代表、保育行政を所掌する立場から市こどもみらい部職員、市が運営する保育所において保育経験者代表としての公立保育所の所長を選定しているところです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 次回の契約にあたってのプロポーザル選定委員会においては、保育の質やサービスの向上に資するため、民間の保育運営等に精通した学識経験者等から意見を求めることとします。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 総務課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(91 項) 第 3. 契約管理 3. 個別契約に係る監査結果 No.10 いわき市医療センター院内保育所運營業務委託 (消費税の支払事務処理について) 事業者は、令和 6 年 4 月～8 月支払分まで、消費税分を含めず請求してきており、当センターでもそれに気付かず支払いが行われ、その後 10 月に精算払いを行っている。この要因は、予算執行状況のチェックが甘かったことに加え、契約書に付随する規約の委託料の条項の中で、消費税の扱いに関する事項が抜けていたことも一因と考えられる。今後はこれらの点に留意し適切な支払事務を行うことが望まれる。		[当該事項が発生した原因] 本委託契約において、一定期間消費税が支払われなかった原因としては、担当職員の予算執行状況のチェックが不十分であったためです。 また、契約書及び契約書の附属書類である「規約」には、消費税の金額が明示されていなかったことも支払が漏れてしまった要因であると考えています。 [措置した内容及び再発防止策] 次回の契約にあたっては、本委託契約の予算の執行状況の確認を徹底するとともに、契約書の附属書類である「規約」に消費税の金額を明示するか、契約書本体に委託料及び消費税の金額を明示する等、消費税がわかりやく明示された契約書類を作成するなどの対応をとっていくこととします。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 総務課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(91 項) 第 3. 契約管理 3. 個別契約に係る監査結果 No.10 いわき市医療センター院内保育所運營業務委託 (今後の受け入れ体制について) 今後看護師等の採用も増加させる方針であり、令和 6 年度からは 4 歳児・5 歳児の年長児も受け入れる体制としており、園児数の全体の増加も見込まれる。しかし、利用者アンケート調査では、現在の施設の規模では 0 歳児から年長児までの通年保育は難しい、年長児が遊べるスペースがほしい等の意見があった。また、全体の通年園児数が増加した場合の一時保育や病児・病後児保育への影響も考慮する必要がある。 今後、利用動向を注視し、全体の受け入れ体制の検討、それによっては施設の拡充の検討も必要となる点ご留意頂きたい。		〔当該事項が発生した原因〕 意見に記載のとおり、監査執行時点においては、継続的に園児の増加が見込まれることや現在の施設の規模では 0 歳児から年長児までの通年保育は難しい、年長児が遊べるスペースがほしい等の意見がありました。 〔措置した内容及び再発防止策〕 監査執行時点の児童数は園児数が前年度に比べ増加しており、令和 7 年度当初の園児数も、令和 6 年度当初の児童数と比較すると増加しているが、長期的にみれば子どもの数は減少傾向であり、院内保育所においても増加が継続していくかは不透明な状況です。 また、令和 6 年 7 月の利用者アンケート調査では、現在の施設の規模では 0 歳児から年長児までの通年保育は難しいとの意見があるため、安全・安心な保育を継続するためには、国が定める一人あたりの保育面積や年齢ごとの保育士の配置基準など遵守し、年齢別の受入体制を整備することが必要となってきます。 そのため、今後は利用児童の動向を注視しながら、園児にとって安全・安心な環境のもと質の高い保育を提供していくための受け入れ体制を検討していくこととします。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 総務課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(92 項) 第 3. 契約管理 3. 個別契約に係る監査結果 No.10 いわき市医療センター院内保育所運營業務委託 (利用者アンケート調査結果の集約表の作成について) 当センターは、更なる保育サービス向上を目指し、利用者アンケート調査を実施している。アンケートに記載された意見は、月次で実施している院内保育所定例会議の場で取り上げられ、対応が図られているとのことだが、それらをまとめて一覧できる集約表は作成されていない。 利用者アンケート調査結果の集約表を作成し、個別意見に対する対応計画とその実施状況も記載することにより、サービスの向上状況の可視化や、中期経営計画におけるアクションプランの進捗管理にも資することになると考えられ、今後検討することが望まれる。		〔当該事項が発生した原因〕 当センターが実施している院内保育所のサービス向上のための利用者アンケートは、様々な意見が述べられ、ニーズの状況を把握する有用な手法となっていますが、アンケートによる意見は、月次で実施している院内保育所定例会議の場で取り上げられ、対応が図られていますが、それらをまとめて一覧できる集約表は作成していなかったものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 利用者のニーズを把握し、保育サービスの向上等に資するため、利用者アンケートの調査結果は集約して一覧表を作成しました。また、個別の意見に対する対応状況についても記載していくこととします。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 医事課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(93 頁) 第 4. 請求業務 1. 支払基金等の支払機関に対する請求業務 (調定額集計時の作業手順書等の整備について) 医事課におけるレセプトデータから調定額集計表を作成するまでの業務について、業務マニュアルや手順書等は整備されていない。 業務ミスの防止や業務の可視化、また、担当者に事故があった場合等に代替人員での業務継続を担保する観点から、作業のチェックリストや業務マニュアル等を整備することが望ましい。また、業務の省力化・効率化の観点から、Excel のマクロ機能を利用した自動化や、RPA 化等の可否についても検討頂きたい。		〔当該事項が発生した原因〕 支払基金等への請求業務に精通した担当職員のみがレセプトデータから調定額集計表を作成していることから、簡易な作業手順書での業務対応に留まっていたものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 代替人員でも作業ができるよう、業務マニュアルを整備しました。 また、業務の省力化・効率化については検討してまいります。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 医事課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(95 頁) 第 4. 請求業務 3. 査定減等に対する対応 (アクションプランにおける目標査定率の設定について) 令和 5 年度においては目標を達成しており、査定率縮減に対する取組みが有効に機能していると評価することもできるが、目標値の設定が適切であったのか検証する必要がある。令和 6 年度における目標値は、令和 5 年度において既に達成できている数値となっており、今後、より一層の削減を進めるためには、目標値の見直しを検討頂きたい。		[当該事項が発生した原因] 4 年に一度更新する中期経営計画を基に作成したため、4 年間同じ目標設定となっていたものです。 [措置した内容及び再発防止策] 令和 6 年度から目標値の設定の見直しを行いました。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 医事課

監査の実施年度 (令和6年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(96 頁) 第5. 出納業務 1. 窓口における入出金業務手続 (診療報酬支払方法の多様化の検討について) 現在、患者の診療報酬の支払方法は現金又はクレジットカードとなっているが、スマートフォンによるコード決済の普及等もあり、キャッシュレス決済の普及が進んでいる。 新たな決済方法の利用に伴い、手数料の負担や決済機器の設置等の支出が新たに発生するものの、他の民間病院での利用実態や将来的な普及の程度等を勘案し、コード決済等の新たな支払手段導入の適否を継続的に検討頂きたい。		〔当該事項が発生した原因〕 令和5年度のクレジットカード決済の契約更新の際に、コード決済等の導入について、検討を行っていましたが、決済手数料の割合が高いことや、高齢者の患者が多いこと等を踏まえ、クレジットカード決済のみで、十分に対応が可能であると判断し、導入を見送ってきたところです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 引き続き、他の病院での利用実態や費用対効果を考慮し、導入の適否を継続的に検討することとします。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 医事課

監査の実施年度 (令和6年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(97 頁) 第5. 出納業務 1. 窓口における入出金業務手続 (現金取扱員の現金取扱限度額について) 窓口における出納金額は、いわき市病院事業会計規程で定める限度額を常態として超えているものの、限度額を超えることを医事課課長が必要と認めたことが事後的に検証できるような証跡もなく、日々暗黙として認めている状況であり、規程に則った取扱いとは言い難い状況にある。 窓口出納業務における現金の取扱額が常態として限度額を超える状況にあり、これを認めなければ業務に支障があるのであれば、規程に定める「課等の長が認めた場合」に関する要領等を整備し、医事課課長が窓口出納業務に関する現金の取扱いは例外的に限度額を超えることを認めていることを明確にする必要がある。		〔当該事項が発生した原因〕 窓口における1日の出納金額を、窓口出納業務に従事する職員数で按分することで、限度額の範囲内に収まっていると解釈していたものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 いわき市病院事業会計規程を改正し、窓口における出納金額の実態を踏まえた限度額に見直しました。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 医事課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(97 頁) 第 5. 出納業務 1. 窓口における入出金業務手続 (3 月末締め入院診療収入のうち自己負担分又は自費によるものの計上時期について) 入院診療収入のうち自己負担分等については、請求書の発行日において収入の調定を行い、会計上も同日に収益計上しており、3 月末締め入院診療収入のうち自己負担分等についても、翌会計年度の 4 月 10 日頃若しくは入院患者の退院時に請求書を発行するため、その請求書の発行日において収入の調定を行い、会計上も同日に医業収益として計上されている。そのため、本来 3 月に計上すべき 3 月末締め入院診療収入のうち自己負担分等について、翌会計年度の収入として計上されており、当該金額について発生主義による医業収益の計上ができていない。 3 月末締め入院診療収入のうち自己負担分等については、決算において未収入金として計上する必要がある。		〔当該事項が発生した原因〕 月末から月を跨いで翌月まで入院している患者の入院診療収入については、その翌月の 10 日前後または退院日に請求書を発行することから、請求書の発行日において、医業収益及び未収入金を計上しております。 4 月～2 月末のケースであれば、年度内に医業収益及び未収金を計上するため問題はないが、3 月分については、医業収益及び未収入金の計上が翌年度になるにも関わらず、同様の運用をしていたものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 令和 6 年度決算から医業収益及び未収入金の計上にあたって診療期間の末日を基準に計上する運用へ改めました。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 医事課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(99 頁) 第 6 . 債権管理 1 . 債権の督促 (督促保留となった者に対するフォローアップについて) 督促状の送付に当たっては、毎月中旬頃に未納整理簿にて未納者及び督促対象者の確認作業を行っているが、その際、督促保留とした者について、その後のフォローアップがマニュアル上明確になっていない。 督促保留とした者については、督促等の対応が必要となった場合には漏れなく速やかに対応できるよう、その後の状況を継続してモニタリングすることが重要である。		〔当該事項が発生した原因〕 未納整理簿による督促対象者の確認にあたっては、債権発生月単位でしか抽出を行っていませんでした。 督促保留とした債権については、医事課所属の徴収員が、随時、納入状況の確認を行い、督促等の対応を行っていたものの、督促マニュアルには、明記をしていなかったものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 徴収員による随時の確認のみでは、対応に漏れが生じる可能性があります。 このことから、督促保留とした者については、翌月の確認作業の際に、再度、入金状況等を踏まえ、督促の要否を判定することとしました。 また、この一連の対応について、督促マニュアルに追記しました。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 医事課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(100 頁) 第 6 . 債権管理 2 . 不納欠損処分 (不納欠損処分の対象債権の選定について) 現在の債権放棄の対象債権の選定手続においては、一部入金等により時効期間が満了して いないとして除外された債権は、その後の年度 において債権放棄の対象債権の候補として抽 出されることがなく、債権放棄等の要否が検討 されていない。このため、その後の年度におい て入金されず、時効期間が満了したとしても、 債権放棄及び不納欠損処分がされず、長期間に わたり回収不能の債権が残されている可能性 がある。 債権放棄の対象債権から除外された債権に ついては、その後の年度において継続してその 状況をモニタリングし、時効期間が満了等した 場合には、債権放棄及び不納欠損処分を行う必 要がある。また、これらの債権については、貸 倒引当金の算定対象からも除外されているた め、個別引当の方法による貸倒引当金の計上の 要否についても検討する必要がある。		〔当該事項が発生した原因〕 債権放棄の対象債権の選定にあたっては、債 権発生年度単位でしか抽出を行っておらず、過 去に、除外した債権に係る債権放棄の要否の検 討を行っていなかったものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 令和 7 年度以降、全ての未収債権の入金状況 等の確認を債権放棄事務に合わせて行い、回収 不能の債権については、適切に債権放棄及び不 納欠損処分を行うとともに、貸倒引当金の計上 を適切に対応してまいります。 また、債権放棄の対象債権から除外した債権 については、選定作業の中で再度精査すること とします。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 医事課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(100 頁) 第 6 . 債権管理 2 . 不納欠損処分 (時効以外の要因による債権放棄等の検討について) 現在、債権放棄の対象としている債権は消滅時効の完成によるもののみであるが、例えば、連帯保証人が存在せず、債務者本人が死亡し、相続人全員の相続放棄があった場合や相続人が存在しない場合には、それ以上の債権回収は困難であり、債権放棄の対象とすることが可能である。 今後、利用者間の公平性の観点を考慮しつつも、回収に注力する債権を明確にし、その管理の簡素化や効率化を図る上で、回収困難な債権については時効期間の満了を待たずに債権放棄又は徴収停止の手続を行うことを検討して頂きたい。		[当該事項が発生した原因] 債権放棄の判断に必要な書類は紙ベースでの管理となっています。死亡又は相続放棄となった患者を抽出するため、未収金患者の入金状況と照らし合わせながら、必要書類を 1 件ずつ確認する作業を行っていますが、その作業負担が大きい状況にもかかわらず、事務担当職員 1 名による体制となっていました。結果、作業が後手後手となり、消滅時効の満了による債権放棄のみを行ってきたことによるものです。 [措置した内容及び再発防止策] 令和 7 年度から課内の事務分掌を見直し、債権管理に係る対応職員数を 1 名増員したほか、決算整理時等には、課内で応援体制をとることとしました。今後は、入金状況を定期的に確認しながら、決算整理のタイミングで一斉点検を行い、死亡又は相続放棄となった対象者の洗い出しを行った上で、債権放棄又は徴収停止を行うよう改善いたします。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 医事課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(101 頁) 第 6. 債権管理 3. 貸倒引当金の計上について (貸倒引当金の貸借対照表計上額と算定シートとの不整合について) 医事課で作成した「貸倒引当金繰入額の算定」シートの前期末の貸倒引当金計上額に誤りがあるため、貸倒引当金の貸借対照表計上額として算出した金額と、決算書における貸借対照表計上額に不整合が生じている。 「貸倒引当金繰入額の算定」シートにより算出した当年度末の貸倒引当金計上額 (要引当額) と、会計システム上の貸借対照表計上額との一致を確認する必要がある。	[当該事項が発生した原因] 貸倒引当金繰入額の算定シートの前期末の貸倒引当金計上額が、積算誤りにより、決算書の計上額と不整合となり、貸倒引当金繰入額が誤ったもので算出されていたものです。 [措置した内容及び再発防止策] 前期末の貸倒引当金計上額を、正しい額に修正し、改めて貸倒引当金繰入額を算定しました。 また、今後誤りが生じないよう前期末の計上額を確認しながら算定することとします。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 医事課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(101 頁) 第 6. 債権管理 3. 貸倒引当金の計上について (貸倒引当金の対象債権について) 令和 5 年度決算における貸倒引当金の算定シートについて確認したところ、令和 2 年度から令和 4 年度の未収金年度末残高に対して実績率を乗じて貸倒引当金計上額が計算されており、令和 5 年度の未収金残高に対する貸倒引当金が計上されていない。 令和 2 年度の民法改正による時効延長 (3 年から 5 年) に伴い、令和 8 年度まで不納欠損処分を行わないことから、令和 5 年度分債権については、引当金の計上が無いものと解釈していたとのことであるが、不納欠損処分の対象となっていない年度 (令和 2 年度から令和 5 年度) の未収金年度末残高に対して実績率を乗じて貸倒引当金計上額を計算する必要があった。令和 6 年度決算以降は、貸倒引当金の算定シートを改訂し、適切に貸倒引当金計上額を算定する必要がある。	〔当該事項が発生した原因〕 当年度決算における未収金残高に対する不納欠損処分見込額を貸倒引当金として計上することについての認識が不足していたものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 貸倒引当金の計上方法の見直しと算定シートの修正を行い、令和 6 年度決算において、適切な引当金計上額を算定しました。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 医事課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(102 頁) 第 6. 債権管理 3. 貸倒引当金の計上について (医業未収金の内訳について) 令和 5 年度における医業未収金内訳 (医事課分) の「個人」分については、医事課で作成している「未納台帳」と一致しているが、「団体」の残高については、財務会計システムの残高から「個人」分の残高を差し引いた金額であり、医事課で管理している相手先ごとの請求残額の積上げ計算や財務会計システム残高との照合は、特に行っていない。そのため、過去の消し込み漏れや、不納欠損処分から漏れた過去の債権等が含まれている可能性がある。 医業未収金内訳について、医事課で把握しているあるべき金額を積み上げ、当該金額と帳簿残高が一致するか検証し、差異が生じている場合には、差異の内容を分析し、適切に是正する必要がある。また、差異発生の有無の確認や検証が容易に行えるよう、財務会計システムにおいても、医業未収金の細節や細々節を活用することにより、「団体」分について請求相手先ごとに残高を確認できるような運用に改めるべきである。	〔当該事項が発生した原因〕 団体への請求金額、入金状況及び残額については、未収金整理簿を作成のうえ、管理を行っております。 しかしながら、審査支払機関 (国保・社保等) に対する請求額については、別様式にて請求額の管理はしていたものの、請求残額については管理していませんでした。 また、請求残額と帳簿残高の整合性については、財務会計システムにおける残高が正しいとの解釈から、未収金整理簿と同システムの照合を行っていなかったものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 審査支払機関向けの未収整理簿を改訂し、請求残額を適切に管理する運用に改めました。 また、定期的に、各未収金整理簿と財務会計システムの残高が一致するかを事務担当者が確認するなど、適切な運用に努めてまいります。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 施設管理課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(104 頁) 第 7. 棚卸資産管理 1. 棚卸資産の管理 (貯蔵品の二重計上について) 施設管理課が作成している薬品に関する残高報告書と診療材料に関する棚卸報告書を閲覧し、貸借対照表計上額との検証を実施した結果、試薬及び消毒薬の金額が薬品と診療材料の両方で記載されており、貸借対照表に二重計上されていることが判明した。 今後は、在庫金額の二重計上がないよう薬品及び診療材料の報告書を整理し、適切な金額を決算書上開示すべきである。		〔当該事項が発生した原因〕 試薬及び消毒薬を診療材料と同じ中央倉庫で保管しており、確認が不十分だったことにより、誤って診療材料にも計上したものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 二重計上となっている診療材料の残高報告金額を整理し、令和 7 年度決算書の貸借対照表で適切な金額を開示します。 今後は、在庫管理を委託している業者に対して、報告内容の確認を徹底させるとともに、施設管理課担当職員においても、二重計上になっていないかを確認します。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 施設管理課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(104 頁) 第 7. 棚卸資産管理 1. 棚卸資産の管理 (棚卸資産勘定の整理について) 令和 6 年 3 月に委託業者が行った中央倉庫の实地棚卸では診療材料の他に医療消耗品や一般消耗品も含めて棚卸作業を実施している。当センターでは、医療消耗品や一般消耗品については部署へ払出した後すぐに使用 (消費) するため、経理上は費用として取扱い、たな卸資産としていないとのことであるが、委託業者が実施した棚卸結果に基づき、棚卸資産の期末残高を集計しているため、医療消耗品や一般消耗品も診療材料に含めて貯蔵品残高が算定されていた。 医療消耗品や一般消耗品が棚卸経理の対象ではないとするのであれば、委託業者に实地棚卸の対象としないことを明確に指示することが必要である。一方、医療消耗品や一般消耗品は、いわき市病院事業会計規程で規定する「その他貯蔵品」に該当するものであるため、各部署からの請求に基づくものも含めて中央倉庫に保管しているもの全体を棚卸資産に含めるとすれば、「その他貯蔵品」として内訳を表示し貯蔵品勘定の残高に含めるべきである。棚卸資産の範囲について担当部署で再度整理し、その方針に従い適切に計上すべきである。		〔当該事項が発生した原因〕 棚卸報告についての認識が不足していたことによるものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 当センターでは医療消耗品や一般消耗品については部署へ払出した後すぐに使用 (消費) するため、経理上は費用として取扱っていることから、令和 7 年度からは、委託業者による棚卸報告書の内容を整理し、貯蔵品管理の対象としていない医療消耗品及び一般消耗品については、棚卸報告書から除外しました。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 施設管理課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(105 頁) 第 7. 棚卸資産管理 1. 棚卸資産の管理 (廃棄予定消耗品の処分について) 中央倉庫内の棚に、既に使用していないプリンターのドラムユニットが、廃棄せずに保管され続けていた。 現物の廃棄については近年、廃棄方法もその種類により多様となり、制約も多いことから、廃棄にも計画性が必要である。廃棄予定の消耗品については保管場所を決め、一度に廃棄できない場合には計画的に廃棄していく等、現物の廃棄も含めた適切な管理が望まれる。		〔当該事項が発生した原因〕 本ドラムユニットは廃棄予定の消耗品でありましたが、確認不足により、所定の場所に保管することを失念し、中央倉庫内の棚に保管していたことによるものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 本ドラムユニットについては、令和 6 年度内に廃棄（リサイクル）処理しました。 今後は廃棄予定の消耗品については、速やかに所定の場所に保管し、順次、適切に廃棄します。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 施設管理課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(106 頁) 第 7. 棚卸資産管理 1. 棚卸資産の管理 (棚卸差異の把握) 薬品についてはたな卸差異を認識せず、実地の在庫数量を月末の在庫数量として、帳簿の在庫数量を修正している。 棚卸差異を十分に把握認識せずに実地の在庫数量が正であるとすると、仮に理由のつかない不明差異が生じても把握することができず、正確な購買管理ができずに追加的な費用が生じる恐れがある。 薬品に関しても実地棚卸の際には棚卸差異の把握に努め、棚卸差異が許容可能であるか、病院内で分析及び検討を行うことが望ましい。		〔当該事項が発生した原因〕 薬品については、物流管理システムのほか、調剤支援システムも用いて管理しています。なお、調剤支援システムでは物流管理システムの受払い管理を実施していない薬品もあり、物流管理システムでの理論在庫と実在庫の差異を究明することは、非常に困難な状況です。 このことから、月末在庫については薬局内実在庫数の棚卸報告としています。 また、前月差異についての把握ができることから、前月差異が大きい薬種や個別薬品についての精査を実施しています。 〔措置した内容及び再発防止策〕 前月差異が大きい場合は、その薬種や薬品ごとに調査経過がわかる資料を作成し、差異が発生した理由を明確にすることとしました。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 施設管理課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(108 頁) 第 7. 棚卸資産管理 3. 材料費削減に関する取組 (材料費の削減に関する取組みについて) 昨今は物価高騰に伴い費用の削減が大変困難な状況にあるが、法的な報告義務がある薬品費の取組みに対して、診療材料費は同等品への切り替え交渉など取り組む余地があると思われるため、引き続き、材料費削減に関して検討することが望ましい。		〔当該事項が発生した原因〕 診療材料費削減に向けた取組みとしては、安価な同等品への切替えを実施してきたところですが、使用する現場での意向を十分に反映させる必要があることや物価高騰の影響などにより、十分な価格削減には繋がらなかったものと認識しております。 〔措置した内容及び再発防止策〕 当センター全体の材料費削減に向けて、同等品切替や共同購入等をこれまで以上に拡充して実施してまいります。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 施設管理課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(112 頁) 第 8. 固定資産管理 1. 器械備品整備委員会について (使用実績報告について) 令和 6 年度から 15, 000 千円以上の購入備品については、年度末に使用実績を報告する運用することとしている。 病院事業は、診療に当たって高額な器械備品を多数保有しているが、使用実績を把握し、購入時の目的を達成しているかどうかを評価することは重要である。出来れば、更に早い段階から使用実績報告を調査する必要がある。なお、使用実績の報告に際しては、購入時に想定している効果が発現されているかどうかについても併せて報告する必要がある。		〔当該事項が発生した原因〕 当該調査は、高額医療機器の購入後の使用実績等を把握することを目的に、令和 6 年度より実施しているもので、それ以前は、明確な取り決めや実施計画を設定していなかったことから、実施していませんでした。 〔措置した内容及び再発防止策〕 医療機器等の整備（新規・更新・補充）については、器械備品整備委員会が、各部門から提出される器械備品購入計画書を精査し、必要な機器について購入しております。 また、令和 6 年度から単体 15, 000 千円以上の購入備品については、使用実績を調査しています。 今後は当該調査に基づき、購入時に想定している効果が発現されているか確認してまいります。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 施設管理課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(112 頁) 第 8. 固定資産管理 1. 器械備品整備委員会について (業務効率化に関する数値化について) 看護部で追加購入が承認された「医療機器データ通信サポートシステム HN LINE」について、承認理由に業務効率化による人手不足の状況改善が期待できるためとなっているが、具体的な数値は存在していない。今後は、承認理由の達成状況を明らかにするためにも、業務効率化を数値化することが望ましい。		〔当該事項が発生した原因〕 器械備品の導入による効果について、具体的な数値化を行っていなかったものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 医療機器等の整備（新規・更新・補充）については、器械備品整備委員会が、各部門から提出される器械備品購入計画書を精査し、必要な機器について購入しております。 今後は、担当部署へのヒアリングを行い、導入する効果を十分確認し、業務の効率化の内容を具体的に数値化できる案件については、数値化することとします。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 施設管理課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(112 頁) 第 8. 固定資産管理 2. 固定資産の現物確認 (現物確認ができない資産について) 入手した固定資産台帳から任意に抽出した資産について、現物が確認できなかったものが備品で 2 件、器械備品で 8 件存在した。現物の有無を再度確認し、除却等の適切な処理、固定資産台帳からの削除が必要である。	〔当該事項が発生した原因〕 現物が確認できなかった原因としては、購入時の設置場所から所管が変更となった際の事務局への報告漏れや、不要となり廃棄する際に提出すべき不要物品調書が所管部署から提出されなかった、もしくは固定資産台帳への処理漏れ等が考えられます。 〔措置した内容及び再発防止策〕 対象 10 件について、再度現物確認を行い、1 件については所在が確認できたが、残り 9 件は現物確認できなかったことから、令和 6 年度内に除却として処理しました。 なお、各所管部署には、不要となり廃棄するときや所管が変更となった際は、事務局へ漏れなく報告するよう、周知徹底しました。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 施設管理課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(113 頁) 第 8. 固定資産管理 2. 固定資産の現物確認 (固定資産管理上の問題について) 固定資産の現物確認において、一部除却、取得経緯が不明、一部所在不明となっているものが 10 件あった。現物の有無について再調査を実施し、廃棄済みであるとの結論に至った場合は、適時に除却処理、固定資産台帳への除却の登載を行う必要がある。		〔当該事項が発生した原因〕 当該原因としては、購入時の設置場所から所管が変更となった際の事務局への報告漏れや、不要となり廃棄する際に提出すべき不要物品調書が所管部署から提出されなかった、もしくは固定資産台帳への処理漏れ等が考えられます。 〔措置した内容及び再発防止策〕 当該 10 件については、令和 6 年度に取得経緯や現物確認等を行い、除却処理を行いました。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 施設管理課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(118 頁) 第 8. 固定資産管理 2. 固定資産の現物確認 (建物の一体計上について) 現物調査した職員用図書室の電動式書架ほか 1 件について、建物に一体として計上されている。これらの資産は建物の構造体を構成していないことから建物には該当せず、耐用年数も本来適用すべき年数と比べて長くなっており、減価償却費が過少となっている可能性がある。	〔当該事項が発生した原因〕 病院棟においては、電動式書架が固定資産管理の面で建物とは別であるとの認識がなされず、建設時に同時に施工されたものとして、一体計上とされたことによるものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 当該設備にかかる設置費用を算定し、固定資産台帳の登録内容の修正を行い、適正な耐用年数で減価償却した場合の帳簿価額に修正することとします。 また、修正後の正しい減価償却費と修正時点までの減価償却費に生じる差額については、帳簿価額を修正する年度の決算において、過年度損益修正損として処理することとします。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 施設管理課

監査の実施年度 (令和6年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(119 頁) 第8. 固定資産管理 2. 固定資産の現物確認 (資産区分の誤りについて) 手術室空気調和設備改修工事ほか3件について、本来建物(建物附属設備)にすべきところ、構築物に計上されている。適正な資産区分に振替処理する必要がある。	〔当該事項が発生した原因〕 空調設備や給排水設備の改修工事の費用に係る固定資産管理の取扱いについて、認識が不十分であったことで、資産区分を誤ったものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 令和7年度決算において、各設備工事における固定資産台帳の登録内容を、適切な資産区分に振替処理することとします。 なお、今後は、資産台帳への登録時にチェックシートを用いて複数人体制で確認を行うなど、再発防止に努めてまいります。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 施設管理課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(120 頁) 第 8. 固定資産管理 2. 固定資産の現物確認 (減価償却費の早期計上について) 平成 20 年度から平成 21 年度に実施された空気調和設備改修工事に係る設計委託と機械設備、電気工事に関して、設計委託の供用開始が平成 20 年 11 月とされ、翌平成 21 年度から減価償却が開始されている一方、機械設備・電気設備工事の供用開始は平成 21 年 9 月であり、平成 22 年から減価償却が開始されている。設計委託は工事のための設計であり、供用開始は工事完了と同時期とする必要があった。	〔当該事項が発生した原因〕 設計委託と工事は、それぞれ別発注だったことから、それぞれの業務の完了後の翌年度から減価償却が開始されるとの誤った認識があったと考えられます。 〔措置した内容及び再発防止策〕 当該事業の設計委託については平成 21 年 4 月より減価償却が開始され、令和 6 年度までに 15 年の償却期間が終了していることから、遡及しての是正はできないが、今後は同様の誤りを起こさないよう、減価償却の計上については、設計委託、工事の発注単位ではなく、工事完了時に、設計委託と工事とを合わせた費用により、減価償却を行います。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 施設管理課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(121 頁) 第 8. 固定資産管理 2. 固定資産の現物確認 (看護専門学校の器械備品について) 実習室において複数の器械備品を確認したが、看護専門学校に区分されている固定資産台帳には登録されていない。診療用から教育用に転用した場合に除却処理する慣行のようであるが、使用を継続している限りは除却処理すべきではない。今後は教育用に使用する場合であっても、管理替えして引き続き固定資産台帳の登録を継続すべきである。	[当該事項が発生した原因] 現状、看護専門学校内にある器械備品については、①当センターから移管されたもの(所管替えの処理がされていないもの)、②所管替えにあたり除却処理をした後に看護専門学校へ移動したもの等により、固定資産台帳に登録されていないものが複数存在し、それぞれの要因は不明であります。 [措置した内容及び再発防止策] 看護学校内の器械備品について、改めて現物調査を行い、固定資産として現存するもののうち、看護学校への所管替えがなされていないものは所管替え処理します。 なお、固定資産台帳から除却されているものについては、別途教育用の備品としての管理を行います。 また、今後、当センターの器械備品を看護学校にて使用する場合は、除却処理を行わず、所管替えの処理を行うこととし、所管部署をはじめとした関係部署に運用方法について周知徹底を行いました。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 施設管理課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(123 頁) 第 8. 固定資産管理 3. 器械備品の購入等に関する契約について (効果測定について) 器械備品の購入時に作成している器械・備品購入計画書には導入後の使用頻度を記載することとなっているが、この使用頻度を効果測定として活用しているかどうか明確になっていない。 病院事業での器械備品は高額なものが多く、投資した資金をどのように回収するか、病院事業の維持・継続に貢献しているかの判断が重要である。購入計画書に記載する使用頻度は効果測定のための数値指標として、積極的に活用すべきである。		〔当該事項が発生した原因〕 使用頻度については、器械備品購入の判断要素の一つとして捉えていたが、効果測定として活用していなかったものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 使用頻度を効果測定の指標として活用するため、令和 6 年度から単体 15,000 千円以上の購入備品については、使用実績を調査しており、効果測定を確認できる体制としました。 今後も継続して調査してまいります。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 施設管理課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(123 頁) 第 8. 固定資産管理 3. 器械備品の購入等に関する契約について (契約検討に当たって必要な書類について) 令和 4 年度では、入札参加資格者名簿に登録している業者に対する調査結果の記載 (回答無、否、可) をしていたが、令和 5 年度は、対応可能業者のみの記載となっている。 殆どの契約が 1 者による特命随意契約であることから、他の業者へ照会した結果を明示するか、調査結果の欄外に対応可能業者のみ記載する等で特定しておくことが必要である。		〔当該事項が発生した原因〕 名簿登録業者への可否調査の結果については、令和 4 年度は結果表に業者ごとにそれぞれ「回答無」、「否」、「可」と記載していましたが、令和 5 年度は、対応可能と回答した業者のみ「可」と記載し、対応不可並びに回答の無かった業者については「空欄」としていました。 〔措置した内容及び再発防止策〕 令和 7 年度からは、対応可能と回答した業者のみ「可」とし、その他については、「空欄は否と回答無」と記載する対応としました。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 施設管理課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(124 頁) 第 8. 固定資産管理 3. 器械備品の購入等に関する契約について (手術支援ロボット整備事業) (契約保証金免除要件確認書の添付について) 契約保証金を免除している場合に必要となる要件確認書が添付されていない。令和 5 年度に起工したものについては添付されている。今後は添付漏れが無いようにすべきである。	[当該事項が発生した原因] 入札、契約事務処理の中で、十分な確認がなかったことにより、契約保証金免除要件確認書の添付を失念していたものです。 [措置した内容及び再発防止策] 器械備品の購入等に関する契約を行うにあたり、契約保証金を免除する際は、契約保証金免除要件確認書を添付するよう、関係職員に周知しました。 また、今後は、複数人での確認を行っていくこととします。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 施設管理課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(125 頁) 第 8. 固定資産管理 3. 器械備品の購入等に関する契約について (手術支援ロボットの稼働に必要な周辺機器の整備) (契約保証金免除要件確認書の添付について) 契約保証金を免除している場合に必要となる要件確認書が添付されていない。令和 5 年度に起工したものについては添付されている。今後は添付漏れが無いようにすべきである。	[当該事項が発生した原因] 入札、契約事務処理の中で、十分な確認がなかったことにより、契約保証金免除要件確認書の添付を失念していたものです。 [措置した内容及び再発防止策] 器械備品の購入等に関する契約を行うにあたり、契約保証金を免除する際は、契約保証金免除要件確認書を添付するよう、関係職員に周知しました。 また、今後は、複数人での確認を行っていくこととします。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 施設管理課

監査の実施年度 (令和6年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(125 頁) 第8. 固定資産管理 3. 器械備品の購入等に関する契約について(手術支援ロボットの稼働に必要な周辺機器の整備) (見積書の詳細情報について) 購入に当たっては、手術台、大型モニターアームの撤去、恒温槽改修が含まれているが、現行の見積書では撤去・改修に含まれる費用が明確となっていない。 購入時の見積書情報により導入時の資産計上や除却費用、修繕費の計上を判断することとなるため、今後は詳細情報を入手し、判断する必要がある。		〔当該事項が発生した原因〕 見積業者に見積書の作成を依頼する際に、費用の内訳ごとの金額記載を求めていなかったことから、それぞれの費用が明確となっていなかったものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 今後は、見積書を徴するにあたって、それぞれの費用について、内訳(金額)の記載を求めることとし、費用の性質を適切に区分してまいります。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 施設管理課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(126 頁) 第 8. 固定資産管理 3. 器械備品の購入等に関する契約について (エアシールインテリジェントフローシステム) (見積金額の妥当性について) 購入予定物品が特殊な場合は、複数者からの見積書徴収はできないと思われるが、見積合せ予定業者から徴収した見積書をどのように評価したか、これにより設計額をどのように積算したかを明確にしておく必要がある。しかし、設計価格積算資料に定価、値引額、値引率を記載しているが、定価、値引額は参考見積書の金額であり、改めて検討した経緯が明確になっていない。 今後は、器械・備品購入計画書や備品購入機種選定理由書を活用し、設計額の積算という観点を意識し記載することが望まれる。		〔当該事項が発生した原因〕 当センターにて購入する器械備品については、専門性が高いものであることから、参考見積金額を基に設計しています。なお、設計にあたっては、過去の購入実績や見積業者への内容確認等を行っているものの、設計価格積算資料への記載は行っていなかったものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 設計価格積算資料への掲載については、その必要性を十分見極め、また、記載にあたっては、その内容についても精査するなど、器械・備品購入計画書や備品購入機種選定理由書を活用して対応することとします。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 施設管理課

監査の実施年度 (令和6年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(127 頁) 第8. 固定資産管理 3. 器械備品の購入等に関する契約について (手術支援ロボット用材料カート) (器械・備品購入機種選定理由書の記載について) 器械・備品購入機種選定理由書には、価格(税抜)を事務局で記入することとなっているが、記入漏れとなっていた。価格の記載は、見積書の添付や事前協議などにより必ずしも必須ではないとのことであり、必要性を再度検討し、様式の見直しを検討する必要がある。		〔当該事項が発生した原因〕 入札、契約事務処理の中で、十分な確認をしなかったことにより、器械・備品購入機種選定理由書への記載を失念していたものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 器械・備品購入機種の選定の審議にあたり、価格は重要な検討項目であることから、記載漏れがないよう関係職員に周知し、遺漏なく記載することとしました。 また、今後は、複数人での確認を行っていくこととします。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 施設管理課

監査の実施年度 (令和6年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(127 頁) 第8. 固定資産管理 3. 器械備品の購入等に関する契約について (HiQPlus 送水・吸引管) (購入機種選定理由の記載について) 申請者である外科医が前勤務先の病院で使用していた実績をもってその有効性が評価済との記載があるが、他の代替機種があるのかどうかを検討した経緯が不明瞭である。 使用実績は一つの判断材料ではあるものの、選定理由としては、機種選定の際の理由として挙げられている経済面の効果を明示した結果等の判断も検討する必要がある。		〔当該事項が発生した原因〕 申請部署での器械備品の機種選定にあたっては、使用する医師の使用実績は機種選定における重要な要素であり、使用する際の正確性やそれに伴う手術等の作業時間にも大きく影響するものであることから、本件については、当該要因のみで機種選定の審議を行っていたものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 有用な機種選定の審議を行うべく、器械備品の機種選定にあたっての理由については、経済面の効果も含めて明示した上で、判断していくこととします。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 施設管理課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(128 頁) 第 8. 固定資産管理 3. 器械備品の購入等に関する契約について (磁気共鳴画像診断装置 (MRI 装置)) (見積書の詳細情報について) 購入に当たっては、MRI 室改修シールド更新作業、磁気シールド壁の撤去が含まれている。しかし、現行の見積書では撤去・改修に含まれる費用が明確となっていない。 購入時の見積書情報により資産計上や除却費用、修繕費の計上を判断することとなるため、今後は詳細情報を入手し、判断する必要がある。		〔当該事項が発生した原因〕 見積業者に見積書の作成を依頼する際に、費用の内訳ごとの金額記載を求めていなかったことから、それぞれの費用が明確となっていないものであります。 〔措置した内容及び再発防止策〕 今後は、見積書を徴するにあたって、それぞれの費用について、内訳 (金額) の記載を求めることとし、費用の性質を適切に区分してまいります。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 施設管理課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(130 頁) 第 8. 固定資産管理 3. 器械備品の購入等に関する契約について (ルナウェーブ) (入札参加資格者名簿に登録のある業者への確認について) 賃貸借契約については、事務局で事前調査を実施し、取引先が 1 者であることを確認しているが、他の登録業者への確認を省略し、取り扱い可否調査結果の書類を作成していない。 今後、取引先が 1 者のみであることが確認できる場合は、取り扱い可否調査結果の書類作成を省略できるように明文化することが望ましい。		〔当該事項が発生した原因〕 器械備品の賃借に関する契約の手続きを進めていく中で、取引先が 1 者であることを確認したため、他の登録業者への確認行為にあたる可否調査を省略していたものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 器械備品の購入等に関する契約を行う際は、取引先が 1 者であるという明確な理由がある場合は、随意契約の理由書に明文化しました。また、取引先が複数ある場合には、取り扱い可否調査を徹底することとし、確認に係る書類は契約手続きの書類に確実に添付することとしました。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 総務課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(132 頁) 第 9. 労務管理 1. 採用 (看護師の確保に向けた取組みの強化について) 医師以外については令和 5 年度においては概ね採用計画での予定数の採用が行われているものの、看護師の不足から令和 6 年 4 月から一部病棟の休床に至っている。 現状の病床利用率から休床措置による患者サービスへの影響は生じていないとのことであるが、自治体病院及びいわき医療圏の基幹病院として求められる医療サービスを提供するとともに、収益の確保を図るためにも、医師及び看護師の確保に向けた取組みを引き続き強化していくことが望まれる。 また、一部病棟の休床に至った要因として夜勤看護師の不足があり、休床の措置により現在不足状況が解消しているとは言え、更なる夜勤看護師の不足が生じるリスクに未然に対応するためにも、定期的に各病棟における夜勤可能な看護師数を把握することが有用であると考えられ、今後検討されることが望まれる。		〔当該事項が発生した原因〕 看護師の不足から、EICU 病棟や手術室が令和 5 年度にフル稼働できない状況となり、緊急入院の対応や臨時手術に支障をきたす状況にありました。また、夜勤看護師が不足し、各病棟師長などが遅番をすることで夜勤配置体制を維持せざるを得ない状況にあったため、病床利用率などを総合的に判断し、患者受入れに支障がない対応として、令和 6 年 4 月から西 12 病棟を休床扱いとしました。 〔措置した内容及び再発防止策〕 有用な人材を確保する機会を増やすため、新卒者向け採用のほか有資格者向けの採用試験を年 4 回実施しています。また、試験の受験者増を図るため、ホームページや SNS による当センターの PR や各種就職ガイダンスへの出展などの取組みを行っています。 今後もこれらの取組みを継続するとともに、安定した病院経営を確立するための診療報酬算定に必要な人員の確保を前提としたうえで、欠員補充や退職補充、さらには病院経営を取り巻く医療環境の変化を踏まえながら必要な人員を確保してまいります。 また、夜勤看護師については、育休の取得や病休者の復帰時期の確認を含め各病棟における勤務体制を定期的に把握し、業務に支障が出る場合は必要に応じて、病棟間での異動を発令するなどの対応をとっていくこととします。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 総務課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(139頁) 第 9. 労務管理 2. 時間管理 (労働時間と打刻時間との乖離について) 任意に抽出した看護師について、労働時間の開始・終了時間と打刻に基づく開始・終了時間(入退室時間)との乖離状況を調査した結果、1 時間以上の乖離が散見された。 現状、乖離がある場合に所属長が該当者に対して乖離内容を確認することとしているとのことであるが、その結果については記録されておらず、乖離内容について適切に対応されているか不明確である。また、終業後に退室打刻を行わずに病院内のカフェスペースなどで時間を過ごしている例もあるとのことである。 終業後に退室打刻を行わずに病院内に私用で滞在する場合には、退室打刻を行った後に私用による滞在を行うよう職員に周知するとともに、実態調査の対象とする基準を設け、基準に該当した場合は乖離内容を調査の上、調査結果を記録するなど対外的に説明可能な仕組みを構築することが望まれる。		〔当該事項が発生した原因〕 当センターの職員(事務職を除く)の勤怠管理は勤怠管理システムにより行われているが、労働時間の算定に用いられている始業・終業時刻と打刻時間(入退室時間)とに乖離が生じています。 厚生労働省が策定したガイドラインでは、労働時間と打刻時間とが著しく乖離している場合には、実態調査を実施し、所属長が該当者に対して乖離内容を確認することとなっているが、その結果については記録されていません。 〔措置した内容及び再発防止策〕 業務終了後に院内に私用で滞在する場合には、必ず勤怠管理システムによる退勤打刻を行った後に当該私用による滞在を行うよう、職員に通知しました。(令和 7 年 4 月 18 日付) また、労働時間と打刻時間の乖離が著しい場合に実施する実態調査については、今後、調査の対象とする乖離時間の基準を設けた上で、当該基準に該当した場合は調査するなど、実効性のある仕組みを構築してまいります。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 総務課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(141 項) 第 9. 労務管理 2. 時間管理 (医師労働時間短縮計画の推進について) 中期経営計画において、「医師の働き方改革の着実な推進」を重点施策として掲げているが、部門別アクションプランに記載されている事項は、医師労働時間短縮計画における「労務管理・健康管理」に記載されている事項に限られており、同計画において「労働時間の短縮に向けた取組」として記載されている事項は含まれていない。 アクションプランにおいて、「労働時間の短縮に向けた取組」として記載されている事項や評価センターによる評価項目で未達成とされた事項についても盛り込み、PDCA サイクルにおいて取組の実施状況をモニタリング、効果検証を行うなど、医師労働時間短縮計画の推進を強化することが望まれる。		〔当該事項が発生した原因〕 監査人の意見のとおり、アクションプランに記載されている事項は、医師労働時間短縮計画における「労務管理・健康管理」に記載されている事項に限られており、同計画において「労働時間の短縮に向けた取組」として記載されている事項はアクションプランには含まれておりません。 〔措置した内容及び再発防止策〕 医師労働時間短縮計画の PDCA サイクルにおいて、取組の実施状況のモニタリング及び効果検証を行うこと、また、評価センターによる未達成の評価項目について内容検討等も併せて行うこととしています。 これらの事項について、令和 7 年度のアクションプランに盛り込みます。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 情報システム管理室

監査の実施年度 (令和6年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(148 頁) 第 10. システム管理 2. システム関連の契約について (見積書と設計書の金額相違について) 見積書と設計書の金額相違の理由は、業者から見積書では値上げの提案があったものの、例年通りの内容、作業量であることから前年と同額ということで業者と調整したためとのことである。 ただし、近年では人件費高騰の影響もあり、人件費が主なコストである情報センター運用という内容を考えれば、たとえ内容や作業量が同じでも金額が前年と同額で良いかどうかは社会情勢や他部署の同様な契約状況を確認しながら検討することが望ましい。		〔当該事項が発生した原因〕 例年通りの内容、作業量という認識により、市場動向や人件費の変動に対して配慮が足りない設計となっていました。 〔措置した内容及び再発防止策〕 令和7年度においては、市場動向や人件費の変動を踏まえた適正な設計金額を設定しました。 今後は、毎年度の物価動向や人件費の変化を定期的に調査・分析し、適切な設計を行うよう努めてまいります。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 情報システム管理室

監査の実施年度 (令和6年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(152 頁) 第 10. システム管理 3. 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の検討 (アクセスログの管理について) アクセスログの確認は、確認依頼があった時をはじめ、障害時や不正を疑われる情報が入った時など必要となった時に適時確認をしているのみで、定期的な確認まではされていない。また、アクセスログを保存する期間がルール化されておらず、保存容量まで保存している状態であった。 定期的にアクセスログを確認することにより不正ログインや異常な操作をより早急に察知することが可能となり、情報流出等のリスクをより低減することが可能となる。また、不正アクセスがあった場合でも、その痕跡を発見して追跡する起点となることが期待できるため、アクセスログの保存期間を定め定期的にログの確認をする仕組みを構築すべきである。	〔当該事項が発生した原因〕 アクセスログの確認は、確認依頼があった時をはじめ、障害時や不正を疑われる情報が入った時など、確認が必要となった時に適時対応することで十分であると考えていたものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 令和7年度から、情報システム管理室にてログ情報を定期的に出力・確認する手法を確立し、運用を開始しました。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 情報システム管理室

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(152 頁) 第 10. システム管理 3. 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の検討 (不要なソフトウェア及びサービスの定期的な確認について) 不要なソフトウェア及びサービスの状況の有無について、主に障害発生時など必要な時に適時確認をしているのみで、定期的に確認していない。病院情報システム運用管理規程で不要なソフトウェアのインストールを禁止し、また、システム構築時に不要なサービス等は停止するようにしている。しかし、ウイルス対策は行っているものの、ルール通り運用できているかどうかをプログラム一覧、タスクマネージャー、IT 資産管理ソフト等で定期的な確認をすることまではしていない。 不正ソフトウェアは電子メール、ネットワーク等の様々な経路を利用して医療情報システム内に侵入する可能性があるため、システム側の脆弱性を低減するため、不要なソフトウェア及びサービスの定期的な確認の実施とそのための仕組みを構築すべきである。		〔当該事項が発生した原因〕 病院情報システム運用管理規程で不要なソフトウェアのインストールを禁止しており、システム構築時に不要なサービス等は停止するようにしていることから、定期的な確認は不要であると考えていたものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 令和 7 年度から IT 資産管理ソフトを用いた月次報告にて、検知された不要サービスの稼働状況を報告する運用に変更し、情報システム管理室による定期的な確認体制を構築しました。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 情報システム管理室

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(153 頁) 第 10. システム管理 4. その他の監査結果 (職員向けセキュリティ研修について) 令和 5 年度は全職員向けにサイバーセキュリティセミナーを実施しているが、参加人数は 100 名程度となっている。 情報セキュリティは毎年状況が変化しているため、年 1 回の全職員向けの情報セキュリティ研修は、複数回開催や web での動画視聴などを検討し、参加率向上を図ることで周知徹底することが望ましい。	〔当該事項が発生した原因〕 各職員の勤務形態やシフトの違いにより、一堂に会しての研修の回数を増やすことが難しい状況にあります。 〔措置した内容及び再発防止策〕 令和 7 年 3 月に Web 動画視聴による研修を実施し、参加率向上を図ったところです。 今後は、集合研修のほか、Web 動画視聴を複数回実施するなど、より多くの職員が受講し周知徹底できるよう環境整備を目指します。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 情報システム管理室

監査の実施年度 (令和6年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(153 頁) 第 10. システム管理 4. その他の監査結果 (二要素認証について) 当センターでの認証は、ID・パスワードのみとなっており、また、パスワードの有効期限は 60 日で運用されている。 認証の 3 要素である「記憶」、「生体情報」、「物理媒体」のうち、2 つの独立した要素を組み合わせて認証を行う方式(二要素認証)を採用し、セキュリティを強化することが考えられる。現在のシステムでは二要素認証は対応不可とのことであり、今後のシステム更新の際に二要素認証の導入を検討することが望ましい。		〔当該事項が発生した原因〕 現在のシステムでは二要素認証は対応不可とのことから、二要素認証が導入されていません。 〔措置した内容及び再発防止策〕 今後のセキュリティリスクの高まりやガイドラインの改訂等を見据え、次回以降のシステム更新時には、二要素認証の導入についても積極的に検討していくこととします。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 情報システム管理室

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(154 頁) 第 10. システム管理 4. その他の監査結果 (病院情報システムの監査について) 病院情報システム運用管理規程において病院情報システムの監査について規定しているが、現在実施していない。 病院情報システムの監査を定期的に実施することにより、病院情報システムの運用が安全かつ合理的に行われているかを確認することができ、監査の結果で問題点が検出された場合は改善措置をすることにより未然に事故を防ぐことにつながると考えられるため、本庁でのシステム監査や他の病院等を参考にし、毎年定期的にシステム監査の計画を立案・実施し、報告・改善を図る必要がある。		〔当該事項が発生した原因〕 システム監査については、運用管理規程においてその実施を定めていたものの、実施時期の明確化が不十分であったため、現在の運用が継続されていました。 また、システムの更新や日常的な運用管理に重点が置かれた結果、定期的な監査の必要性に対する認識が相対的に低くなっていたことも一因と考えられます。 〔措置した内容及び再発防止策〕 令和 7 年 2 月から本庁情報政策課主導のもと、システム監査を実施する体制を構築しました。 今後についても、本庁情報政策課と連携のうえ、システム監査が定期的かつ継続的に実施されるよう、運用体制やスケジュールの整備を進めてまいります。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 施設管理課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(155 頁) 第 11. 会計制度 1. 固定資産関連 (固定資産台帳と貸借対照表の相違) 固定資産について固定資産台帳で取得・減価償却・売却・除却、一部の長期前受金を管理しているが、固定資産台帳と貸借対照表の数値が相違している。施設管理課では、不一致となっていることは既に認識しており、過去に差異の要因分析を行ったものの明確な原因は明らかとなっていない。そこで、各所属長に依頼して最も古い登録年度から順次現物調査を行い、調査結果に基づいて固定資産台帳を補正している。 引き続き計画的に固定資産実査を行い、原因を追究した後に固定資産台帳を補正し、適正な貸借対照表を作成する必要がある。		[当該事項が発生した原因] 固定資産台帳と貸借対照表の数値が相違している原因は、多岐に渡っていると推測されますが、明確な特定には至っていません。 機械備品について主な原因として考えられるのは、固定資産台帳がシステム化された際のヒューマンエラーや、備品廃棄の際に提出すべき不要物品調書の不揃い等による台帳への処理漏れ等が考えられます。このため、令和 4 年度より各所管部署に依頼して、現物調査を行い、調査結果に基づく固定資産台帳の補正処理をしておりますが、保有数が多いこと等から、全ての確認が終了していない状況です。(令和 6 年度までに最も古い取得年度から平成 19 年度取得分までの調査が終了) 建物については、新病院建設事業がデザインビルド方式により実施され、資産区分の把握が困難であったことが、原因の一つとして考えられます。 [措置した内容及び再発防止策] 器械備品等については、引き続き計画的に固定資産実査を行い、原因を追究した後に固定資産台帳を補正し、適正な貸借対照表を作成することとします。 建物については、資産区分ごとの費用を算定し、固定資産台帳の登録内容の修正を行うこととします。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 経営企画課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	ウ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(159 頁) 第 11. 会計制度 1. 固定資産関連 (旧病院の解体費用に係る会計処理について) 新病院に係る建設工事は平成 26 年度から令和 2 年度にかけて行われたが、新病院建設に際して行われた旧病院建物等の解体工事費用が新病院に係る建物や構築物等の取得価額に含めて計上されている。 しかし、建替え工事等の場合の既存資産の撤去費用は新たに建設等取得する資産の価値を高めるものではないため、新たに取得する資産の取得価額に含めず、収益的支出 (費用・損失) として処理すべきであり、現在貸借対照表に計上されている新病院の建物等の帳簿価額を修正する必要がある。		〔当該事項が発生した原因〕 旧病院の解体工事は、デザインビルド方式により実施され、建設工事と解体工事を一括発注していたため、一体の資産としていたことから、当該解体費用を含めて固定資産台帳に登録をしていたものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 旧病院に係る解体費用が整理され次第、減価償却費のうち解体費用分を過年度損益修正損として処理します。 また、解体工事の財源についても、未収益化となっている額を過年度損益修正益として処理します。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 施設管理課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(161 頁) 第 11. 会計制度 1. 固定資産関連 (有形固定資産の資産区分について) 新病院棟には、エレベーター、エスカレーター等があり、本来は建物附属設備とすべきであるが、建物に含まれている。そのため、建物附属設備に適用される法定耐用年数よりも長い期間で減価償却されていると推定され、現行の減価償却費は正しいとは言えない状況である。 資産区分の妥当性について再度検討の上、あるべき資産区分及び耐用年数に修正するとともに、当初からあるべき耐用年数で減価償却した場合のあるべき帳簿価額に修正する必要がある。	〔当該事項が発生した原因〕 固定資産台帳への登録において、新病院建設事業がデザインビルド方式による契約であり、建物と設備等それぞれの工事費が、数量や金額の積上げられた内訳とはなっていないこともあり、完成建物取得の際、工事単位で一括計上した額により固定資産台帳へ登録したものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 建物附属設備にかかる工事費を算定し、固定資産台帳の登録内容の修正を行い、あるべき耐用年数で減価償却した場合の帳簿価額に修正することとします。 また、修正後の正しい減価償却費と修正時点までの減価償却費に生じる差額については、帳簿価額を修正する年度の決算において、過年度損益修正損として処理することとします。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 経営企画課

監査の実施年度 (令和6年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(161 頁) 第 11. 会計制度 1. 固定資産関連 (財務諸表の注記事項について／リース資産に係る減価償却方法) 貸借対照表にリース資産が計上されているが、重要な会計方針における固定資産の減価償却の方法に記載が漏れている。 リース資産に係る減価償却方法の記載が必要である。	〔当該事項が発生した原因〕 リース資産に係る減価償却方法については、有形固定資産に係る減価償却方法の記載で対応・整理してきたものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 令和6年度決算書に、リース資産に係る減価償却方法を追記しました。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 経営企画課

監査の実施年度 (令和6年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(162 頁) 第 11. 会計制度 1. 固定資産関連 (財務諸表の注記事項について／リース契約により使用する固定資産) リース契約により使用する固定資産に関する注記が、令和5年度決算関係書類で記載されていない。リース取引の処理方法、賃貸借処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額、長期継続契約に係るリース債務等が記載されることになるため、必要に応じた記載をする必要がある。		〔当該事項が発生した原因〕 関係法令の認識が十分でなかったため、記載漏れが生じたものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 令和6年度決算書作成において、リース契約により使用する固定資産に関する注記を追記しました。 今後は関係法令を十分に確認の上、適切な書類作成に努めてまいります。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 経営企画課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(162 頁) 第 11. 会計制度 1. 固定資産関連 (固定資産の減損会計について) 令和 6 年 4 月以降、一時的に本院 12 階の入院エリアを休床扱いとしており、減損会計の適用を検討する必要があるが、現時点では具体的な検討は行われていない。不稼働となっている入院施設があるという事実を踏まえ、今後の中期経営計画やアクションプランで将来の利用を明確にしておく必要がある。		〔当該事項が発生した原因〕 西 12 病棟を令和 6 年度から一時的に閉鎖することについて、減損会計の制度への理解不足があったこと、また、休床措置をしてから間もない期間だったことから、減損会計の適用検討を行っていなかったものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 令和 7 年度末まで休床となった場合で、その後の再開の目途が立たない場合には、減損の兆候について検討することとし、検討結果を文書で明確に整理することとします。また、必要に応じて中期経営計画やアクションプランに明記することとします。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 経営企画課

監査の実施年度 (令和6年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(164 頁) 第 11. 会計制度 1. 固定資産関連 (企業債元金償還に対する一般会計負担金に係る長期前受金の会計処理について) 長期前受金として会計処理を行っている昭和63年度から平成25年度までに実施した事業費については、看護専門学校に係る資産を除いて既に除却しているにも関わらず、事業費の対象となる償却対象資産が現存している前提で算定した減価償却スケジュールにより収益化額を算定しており、令和5年度の決算における長期前受金収益化、長期前受金残高計上額が適切となっていない。 対象となる企業債、償却資産については除却時の処理が適切になされているか、減価償却スケジュールに沿った収益化が正しく算定されているかを改めて検討し、適切な長期前受金残高に修正する必要がある。		〔当該事項が発生した原因〕 企業債元金償還に対する一般会計負担金に係る長期前受金については、これまで資産ごとの個別管理をしておらず、医療機器、建物などの項目ごとに管理を行い、収益化してきました。 そのため、個別の資産の除却時期が判別できず、すでに除却されている資産について、当初の減価償却スケジュールで長期前受金の収益化を行っていたものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 企業債対象の資産については、個別の資産で管理できるようにし、毎年度固定資産台帳と突合することで除却判別ができるように改善しました。 また、令和6年度末時点で既に除却されている資産については、除却時点で収益化していない額を過年度損益修正益として処理することとし、令和7年度2月補正予算に計上します。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 総務課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(169頁) 第11. 会計制度 3. 退職給付引当金 (期末要支給額の算定誤りについて) 令和 5 年度において、定年年齢が60歳から65歳へ段階的に延長されたことに伴い、早期退職特例の取扱いも変更されたが、期末要支給額の算定において早期退職特例の適用を誤り、期末要支給額が過少となっており、退職給付費が例年の50%程度に減少していた。 今後は、損益項目である退職給付費についても前年比や予算比との乖離状況を確認する必要がある。また、退職手当に関連する制度変更があった場合には、制度変更の内容が期末要支給額の算定に適切に反映されているか検証する必要がある。		〔当該事項が発生した原因〕 令和 5 年度に定年年齢の延長に伴い、早期退職特例の取扱いが変更されたが、委託業者の担当者がその取扱いの変更内容を正確に把握しておらず、期末要支給額の算定に係るシステムプログラムが誤った内容で組まれてしまいました。また、当センターにおいても、委託業者から納品される帳票により期末要支給額の確認が不十分でありました。 〔措置した内容及び再発防止策〕 令和 6 年度においては、期末要支給額を適切に算定し、必要額を計上しました。 今後は、退職手当の制度変更があった場合は、委託業者への情報提供を確実に行之、委託業者からの帳票により変更後の制度が反映された期末要支給額となっているかを複数人の職員で検証することとします。 また、期末要支給額の検証に加え、退職給付費についても前年度や当年度の予算と比較し著しく乖離がないかの確認や乖離があった場合の要因を複数人で検証し、金額の算定誤りが発生しないようチェック体制を強化します。 なお、退職手当に係る制度の変更があった場合に、期末要支給額及び退職給付費の算定を行うシステムプログラムは、本市の市長部局や水道局においても同じシステムプログラムを活用していることから、今後は市長部局や水道局の担当者との連携についても強化してまいります。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 総務課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(170 頁) 第11. 会計制度 3. 退職給付引当金 (退職給付引当金の誤計上について) 過去に病院事業に在籍していた職員で、他会計から退職手当が支払われる場合、病院事業に在籍していた期間に相当する金額を当センターから他会計に対して支払っており、事業年度末日において退職した職員については、翌年度に他会計に支払う額を退職給付引当金から未払金に振り替える処理を行っているが、令和 5 年度において振替処理が漏れていた。 仕訳の誤計上等の有無を確認するため、最終的な決算額について、残高明細や算定資料との照合を行う必要がある。		[当該事項が発生した原因] 過去に病院事業に在籍していた職員で、他会計から退職手当が支払われる場合、病院事業に在籍していた期間に相当する金額を当センターから他会計に対して支払っており、翌年度に他会計に支払う金額を退職給付引当金から未払金に振り替える処理を行わなければならないが、事務担当者にその認識がなかったものです。 [措置した内容及び再発防止策] 令和 6 年度においては、振替処理を適正に実施しました。 なお、令和 7 年度からは、退職給付引当金に係る仕訳の計上に漏れや誤りが生じないように、退職手当引当金に係る仕訳処理や退職給付引当金に係る算定資料と貸借対照表との照合など、退職手当関係の事務処理全般に係るマニュアルを作成するとともに、複数人による確認体制を構築してまいります。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 経営企画課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(171 頁) 第 11. 会計制度 4. 消費税計算 (仕入税額控除の計算に係る個別対応方式と一括比例配分方式の選択について) 過年度より継続して「一括比例配分方式」により計算しており有利不利判定は行われていない。今後は「個別対応方式」か「一括比例配分方式」の有利不利判定の検討を行うことが望ましい。	〔当該事項が発生した原因〕 病院経営においては、収入の根幹をなす入院・外来収益が非課税売上げに該当しており、当該売上げに対応する仕入の消費税分が控除対象外となります。 個別対応方式による消費税額の算出においては、非課税売上げにのみ対応する仕入の消費税分は控除できない消費税額となることから、個別対応方式は不利と判断してきたものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 令和 6 年度決算においては、有利・不利を判定した上で、消費税額の算出を行いました。 今後も消費税額を算出する際には、有利・不利の判定を行い、有利な方式を採用することとします。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 医療センター事務局 経営企画課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(173 頁) 第 11. 会計制度 5. その他 (常磐病院に対する処理について) 常磐病院は平成 22 年度に民間譲渡されたが、譲渡時点で企業債未償還残高があり、当センターが承継した。その後、毎期の企業債の償還財源を一般会計補助金として受入れているが、受け入れた金額は追加出資として資本金として処理している。 資本金は、事業を行うための財政的基礎を構成するものであり、企業債の償還に充てるために過ぎない一般会計補助金は、資本金として処理すべきではなかった。常磐病院に対する企業債が全額償還されるまでの間に、今後どのように減資するかを検討しておくことが必要である。	〔当該事項が発生した原因〕 保有していない資産は、繰延収益又は資本剰余金に整理されるべき性質のものではないため、企業債元金償還金に充てるためだけの一般会計からの追加出資として、資本金（繰入資本金）に整理していたものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 当該企業債の償還が完了する令和 9 年度までの間は、当該一般会計補助金は引き続き資本金で受け入れることとし、当該企業債の償還が完了する令和 10 年度に減資を実施することとして整理します。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部 医療対策課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(188 頁) 第 2. 令和 5 年度の事業について 5. 地域医療確保推進事業費 (業務委託内容の変更について) 紙媒体の制作業務の一環として、「いわきの看護」の業務委託契約が締結されていたものの、成果物は在宅医療をテーマとした紙媒体の制作に変更されているが、変更契約書の作成がない。 契約内容の変更については、契約の同一性を検討したうえで、適時に変更契約を締結するか、変更後の内容で新たな契約を締結すべきである。	〔当該事項が発生した原因〕 先に業務委託していた内容よりも、早急に対応する案件が発生したため、内容を変更しページ数の減少分及び印刷部数の増刷により委託金額に変更が無かったため、変更契約を行わなかったもの。 〔措置した内容及び再発防止策〕 今後は、業務委託した内容に変更が生じた際は、速やかに変更契約を実施します。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部 医療対策課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(192 頁) 第 2. 令和 5 年度の事業について 7. 病院医師修学資金貸与事業費補助金 (補助金等交付申請書の添付書類について) 令和 5 年度は、2 件の補助金等交付申請書の提出があるが、1 件の申請書にいわき市補助金等交付規則で添付書類として規定されている前年度決算書が添付されていない。補助金等交付申請書に添付書類が明記されていることから、申請時に添付の漏れが無いか確認すべきである。 ※いわき市補助金等交付規則第 4 条では、補助金等交付申請書に添えて、次の書類の提出を規定している。 ①事業計画書 ②収支予算書 ③前年度決算書 ④その他市長が必要と認める書類	〔当該事項が発生した原因〕 申請書確認時に、前年度決算書の添付が漏れていたことを、起案・決裁等においてもチェックが漏れてしまったことが原因である。 〔措置した内容及び再発防止策〕 補助金のフロー図を作成し、申請書に添付漏れが無いか担当者及び決裁者が確認することとした。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部 医療対策課

監査の実施年度 (令和 6 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(192 頁) 第 2. 令和 5 年度の事業について 7. 病院医師修学資金貸与事業費補助金 (補助金の交付方法について) 本補助金は、いわき市内の病院に対する補助金の交付であるが、令和 5 年度は被貸与者 29 人のうち、28 人がいわき市医療センターを交付先としている。 市内の病院は 25 病院であり、そのうち、修学資金の貸与制度を導入している病院は 10 病院とのことである。貸与制度を導入している病院で補助金の申請が出ていない要因としては、病院と学生の貸与案件が無いことが要因である。 市立病院の医師の確保としては、成果の高い事業であるが、交付先の病院が限られており、市内の民間病院の医師確保という観点からは補助金の交付方法について、制度の見直しが必要と考える。		〔当該事項が発生した原因〕 いわき市特有の課題として、医師多数区域の大都市などと比較し、規模の大きな病院が少なく、中小規模の病院が中心となっていることから、臨床研修や専門医研修を受けられる病院に限られる点がある。また、規模が比較的小さいため、診療科も限られている。このため、いわき市医療センター以外の病院で修学資金の貸与を受ける方は限定的であり、勤務する方も増えない要因となっている。 〔措置した内容及び再発防止策〕 令和 7 年度より、「いわき市医学生応援修学資金貸与制度」を新設し、修学資金を市が直接貸与し、返済免除条件である貸与期間の病院勤務を市内病院とし、市内の民間病院等の医師確保対策にもつながる制度とした。	

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 医療センター事務局 施設管理課

監査の実施年度 (令和6年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
(105 頁) 第7. 棚卸資産管理 1. 棚卸資産の管理 (循環棚卸後の棚卸資産残高について) 病院内の各部署に保管されている診療材料については、委託業者が実地棚卸を実施しているが、各部署の実地棚卸は期末一斉に行うことができないため、棚卸計画書を作成し、1月から2月末までを通じて、循環棚卸を実施している。循環棚卸を実施した部署は実施した棚卸結果における棚卸資産の残高が期末貯蔵品の残高とされている。 期末日以前に実地棚卸を行った場合は、期末日までの受払を把握して帳簿上の残高を算出しないと、期末日時点のあるべき在庫金額と乖離する恐れがある。物流管理システム上は受払明細データが生成されていることから、受払明細データを利用して各部署の期末日時点の棚卸資産残高を算出し、あるべき棚卸資産残高によって適切な財務諸表を作成することが望ましい。	〔当該事項が発生した原因〕 当センターの物品管理の性質上、全部署の棚卸について期末日1日では作業完了できないことや物流を停止することができないため、循環棚卸という方法をとっています。 また、循環棚卸後の入出庫情報により在庫数や金額を修正する場合、正確性に欠ける可能性があり、現在の運用以上の精度を担保することはできないことから、現行の処理方法を採用しています。 〔現行の事務処理を継続する理由〕 作業負荷や報告の精度等を勘案し、現在の循環棚卸を採用しており、システム利用による直近の在庫把握に関しては、その循環棚卸をした日からの受入・払出の状況を確認することは、決算報告期限までの処理が物理的に困難であることも踏まえ、現行の事務処理で対応することとします。

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 医療センター事務局 経営企画課

監査の実施年度 (令和 6 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
(172 頁) 第 11. 会計制度 4. 消費税計算 (控除対象外消費税の会計処理について) 資産に係る控除対象外消費税額について、消費税の申告書を作成し、資産に係る控除対象外消費税額が確定した後に、取得した固定資産ごとに控除対象外消費税を振り戻し処理しているため、消費税額が確定した後でないと固定資産の計上額等が確定しない。 長期前払消費税として繰延計上し一定期間に基づいて償却することで、決算作成以前の時点で固定資産の登録が完了すること、決算時の業務の煩雑さや負担量が改善され则认为られるため、ご検討頂きたい。	[当該事項が発生した原因] 資産に係る控除対象外消費税額の処理については、複数の方法が認められており、当センターにおいては、資産の取得原価に算入する方法を選択してきたことによるものです。 [現行の事務処理を継続する理由] 決算書は期末後の 4 月中に作成を完了しております。 控除対象外消費税に係る振り戻し処理は、機械的な作業で負担量は多くありません。 加えて、新たに長期前払消費税勘定で償却を開始することで、控除対象外消費税の償却管理に係る事務が増え、事務全体として大きな改善に結び付かないことから、現行の事務処理を継続することとします。

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 保健福祉部 医療対策課

監査の実施年度 (令和 6 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
(188 頁) 第 2. 令和 5 年度の事業について 5. 地域医療確保推進事業費 (制作業務の一括発注の検討について) 情報発信として、WEB コンテンツの制作費、WEB 運營業務の委託、ブランディング支援業務、紙媒体制作業務委託が行われており、各業務は業者へ個別に発注されているが、ブランディング支援業務、紙媒体制作業務委託は、結果的に同一業者が受注している状況にある。 制作業務を一括して業者に発注する方法もあるが、一括発注と個別発注の見積りの比較検討が行われておらず、経済性及び効率性の観点から比較検討することが望ましい。	〔当該事項が発生した原因〕 ブランディング支援業及び紙媒体制作業務委託については、年度当初から計画はしていたものの、数量や発行回数などは決まっていなかったため、個別発注形式とした。 〔現行の事務処理を継続する理由〕 情報発信については、急な対応が必要となる案件や、特集として紙媒体を作成する場合などがあることから個別発注としたい。 なお、WEB 運營業務や年間で定期的に発行する紙媒体、ブランディングの一括発注については、見積りの比較検討は実施したい。

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 保健福祉部 医療対策課

監査の実施年度 (令和 6 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
(188 頁) 第 2. 令和 5 年度の事業について 5. 地域医療確保推進事業費 (目標指標の設定について) 本事業については、10 年間で市内の医師数を 100 名増加することを目標として、各種の取り組みを実施している状況にある。 情報発信及びブランディングを目標とした制作業務については、WEB サイトの閲覧、紙媒体の配布、グッズの配布等について制作物の効果検証を行い、翌年度以降の制作業務に活かした運用が望ましい。	〔当該事項が発生した原因〕 10 年間で市内医師数 100 名増加の目標は、本市の「まちづくりの経営指針」における医師招聘の目標指標である。 また、制作業務については、医師招聘活動や学生等を対象とした事業やイベント等で配布しているものである。 〔現行の事務処理を継続する理由〕 目標指標の設定については、庁内計画である「まちづくりの経営指針」における目標指標で進めていく。 なお、制作業務の効果は、長期間継続することで現れるものと考えているが、医師数だけでなく、各配布物の配布数や配布先、WEB サイトの閲覧数や各種 SNS のフォロワー数等で検証していくこととする。